

2006/05/29

杉浦正健 法務大臣 殿

ひき逃げ（事故現場離脱行為）に対して厳罰化を求める要望書

東京都中央区日本橋中州 5-1-703

全国交通事故遺族の会

会長 井手 渉

電話 03-3664-1065

平成13年、刑法の一部が改正され「危険運転致死傷罪」が設けられました。またこれに併せて改正された道路交通法との相乗効果によって、飲酒運転などの悪質運転が大幅に減り、さらに交通事故死亡者を毎年漸減させるという、輝かしい効果をあげていることは周知のとおりです。

一方において、平成11年頃を境として、「ひき逃げ」が急増加しています。

平成16年には、その数は2万件にも達し、このわずか5年間で倍以上にもなりました。この急伸び率は、全交通事故発生件数の伸び率から突出していることはもちろんのこと、他の交通犯罪にも類を見ることが出来ない異常な事態だといえます。

危険運転致死傷罪は、飲酒、薬物、速度超過、信号無視などが立証されれば、最高で20年の懲役となる厳しい内容となっています。しかし同罪は事故の原因となった運転行為だけに適用が限られているため、世間一般が考えるような危険運転、すなわち無免許・無保険・暴走行為や、ひき逃げは対象外とされています。

ひき逃げが急増した背景には、危険運転致死傷罪の適用や、重くなった行政罰を逃れようとする、運転者の思惑があるものと考えられます。

悪質運転者は逃走によって、飲酒や薬物使用の影響を消し去ろうとしたり、なかには重ね飲みという行為によって積極的に証拠を隠滅して、身の保全を図ろうとします。

事故現場から一旦逃げてしまえば、処罰や損害賠償から解放されるだけでなく、たとえその後捕まったとしても、危険運転致死傷罪の適用は限りなく難しくなります。そして自首すれば、さらに罪が減じられるなど、いわゆる「逃げ

得」がまかり通っています。

ひき逃げの概念は、道交法でも曖昧であり、その処分は極めて軽いものでしかありません。そもそも「犯罪者は逃げるのが当たり前」という考えは、微罪にしかならない交通事故にはそぐわないものです。

交通事故を起こした加害者は、現場にとどまり、被害者の救護と警察への報告という、最低限の義務を果たさなければなりません。この義務すら果たさず、事故現場から離脱する行為は、被害者の生命を蔑ろにするものであり、被害者の立場からすれば、まさに「通り魔」に襲われたのと同様であると言わざるを得ません。

被害者は治療が遅れることにより重い後遺症を残すことになり、また速やかに救急救命がなされていれば助かっていた命を、無駄に落とすことにもなりかねません。

ひき逃げという卑劣な行為によって、交通社会全体の相互信頼関係は損なわれ、深刻な社会不安を引き起こしています。また、悪質運転の隠蔽に成功した加害者は、累犯重ねることで、第二第三の被害者を作り出すこととなります。

全国交通事故遺族の会は、危険運転致死傷罪の盲点を突かれることのないよう、必要な法律の改正や新法の制定など、法の整備を求めます。

すなわち、事故の軽重にかかわらず、加害者の「ひき逃げ＝現場離脱行為」自体を厳しく咎めるよう、厳罰化を強く訴えます。

本日、私たちの運動趣旨に賛同くださった、

65,000名分(筆)の署名簿をあわせて提出致します。

以上